

ユニバーサルツーリズムの普及促進

観資料



■ユニバーサルツーリズムとは

すべての人が楽しめるように創られた旅行であり、高齢や障害の有無にかかわらず、誰もが安心して参加出来る旅行のこと

■ユニバーサルツーリズムの現状と課題

○高齢者の増加

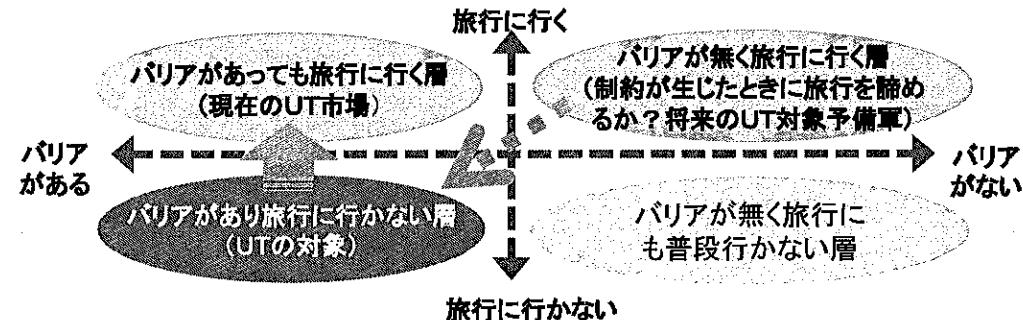
総人口に占める高齢者が増加
(2018年の28%から2040年には35%となる見込み)

○受け手となる観光地

地域における一元的な相談窓口が少ない

○送り手となる旅行会社

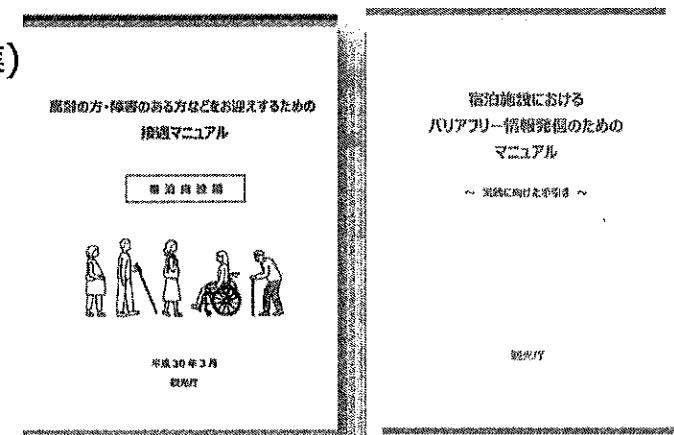
ノウハウを持つ一部の旅行会社のみ取り組み



■ユニバーサルツーリズムの普及促進のための観光庁の取組

◆地域の受入体制強化

- ・高齢者、障害者の受入のための各マニュアル策定、配布(平成29-30年度事業)
⇒自治体、観光協会、宿泊団体の研修や専門学校の授業他で活用
『高齢の方・障害のある方などをお迎えするための接遇マニュアル(宿泊施設編/観光地域編)』(平成29年度)
『宿泊施設におけるバリアフリー情報発信のためのマニュアル』(平成30年度)
- ・バリアフリー旅行相談窓口の普及(平成28年度、今年度事業)



◆旅行商品の供給促進

- ・高齢者、障害者の送客ための接遇マニュアル策定、配布
⇒旅行業団体のセミナー他で活用
『高齢の方・障害のある方などをお迎えするための接遇マニュアル(旅行業編)』(平成30年度)
- ・収益を見込んだ旅行商品化の促進(平成30年度事業)

『高齢の方・障害のある方などをお迎えするための接遇マニュアル』
『宿泊施設におけるバリアフリー情報発信のためのマニュアル』

※過去のユニバーサルツーリズム促進事業報告書や各マニュアルは観光庁HPにて公表中

<http://www.mlit.go.jp/kankochoshisaku/sangyou/manyuaru.html>

令和元年度ユニバーサルツーリズム促進事業（予定）



- オリンピックパラリンピックを控え、バリアフリー旅行相談窓口が設置されていない空白地帯の解消及び(多言語による)バリアフリー情報を発信する宿泊施設の増加を事業の目的とする。
 - 複数地域の既存の観光案内所を対象に、宿泊施設のバリアフリー情報の発信^(*)を行う相談窓口の開設に向けた実証事業を実施。窓口設置後は接遇や情報提供の内容等の課題を抽出し、バリアフリー旅行相談窓口のあり方に向けた検証を行うこととする。

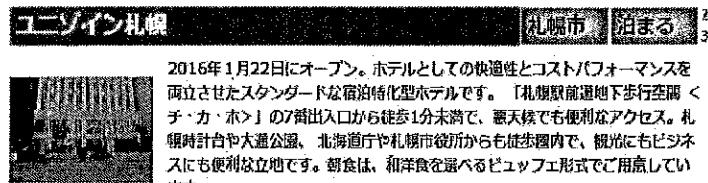
【事業概要(案)】

公募により5~7地域の観光案内所を選定し、1件あたり50~100万円程度(税込額)、合計500万円を上限として、本事業実施期間内に外国人障害者向けに宿泊施設のバリアフリー情報を発信する観光案内所設置に係る準備費用(以下の項目)の一部を負担する。

- ・外国人障害者の受け入れに向けた人材育成に係る費用
 - ・地域の宿泊施設のバリアフリー調査に係る費用
 - ・多言語による宿泊施設のバリアフリー情報発信のためのツール作成に係る費用 等

事業のスケジュール(案)

- * 公募期間: 7月中
 - * 第1回検討会(選定審査): 7~8月
 - * 事業実施期間: 8月から2月末日
 - * 第2回検討会(評価・検証): 3月上旬
 - * 事業の公表(3月下旬以降)



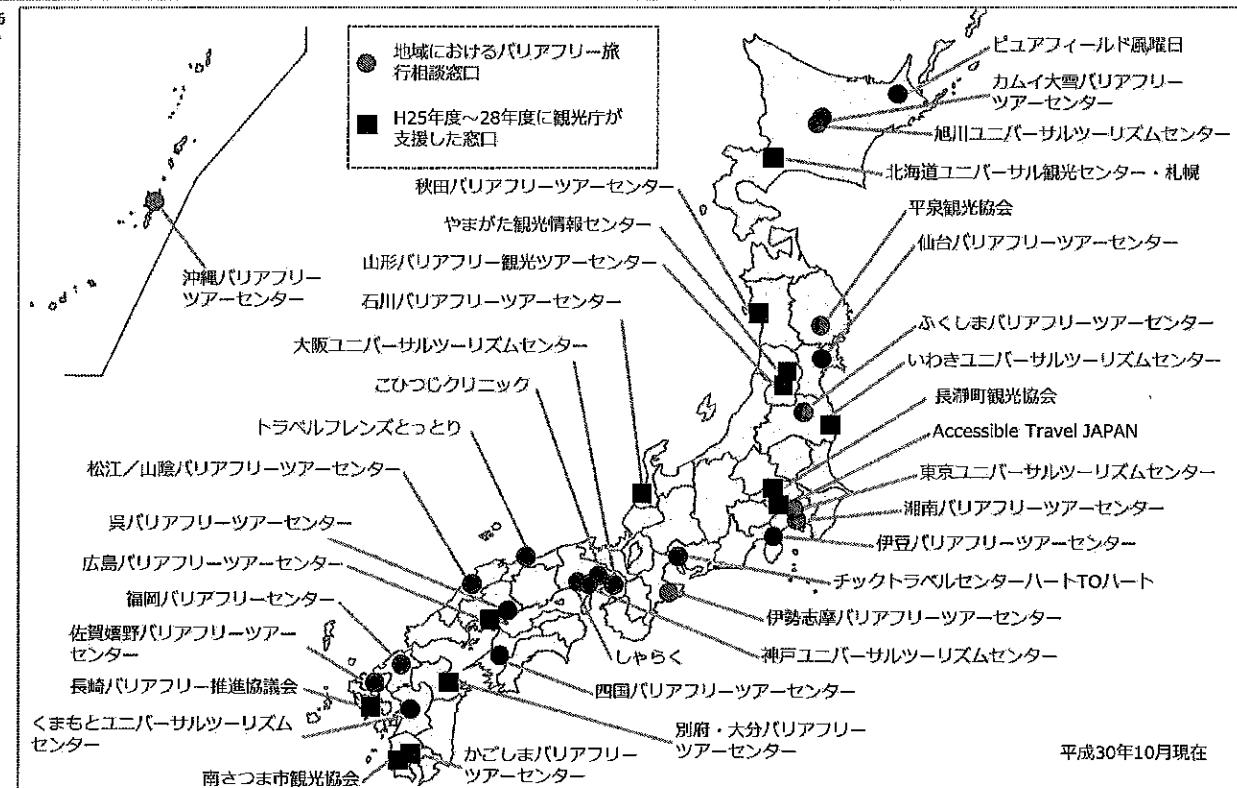
施設備室

各項目部分をクリックすると写真が見れます

接客服務	<input checked="" type="checkbox"/>	その他の画像あり	ほじょ犬	<input checked="" type="checkbox"/>
手芸通販	<input checked="" type="checkbox"/>	メモで販売	早い出荷	<input checked="" type="checkbox"/>
授業室	<input checked="" type="checkbox"/>		駐車場	<input checked="" type="checkbox"/>
多目的会場地	<input checked="" type="checkbox"/>	要審査料	建物出入り券	<input checked="" type="checkbox"/>
高音ブロック	<input checked="" type="checkbox"/>		エレベーター	<input checked="" type="checkbox"/>
一般トイレ	<input checked="" type="checkbox"/>	1階	多目的トイレ	<input checked="" type="checkbox"/>
オストレーナー	<input checked="" type="checkbox"/>		飲食店	<input checked="" type="checkbox"/>
待避食対応	<input checked="" type="checkbox"/>	事前運送	都販店	<input checked="" type="checkbox"/>
パビリオナルーム	<input checked="" type="checkbox"/>	ユニバーサルルーム	二段階式	<input checked="" type="checkbox"/>
大型便	<input checked="" type="checkbox"/>		販売取扱	<input checked="" type="checkbox"/>

観光案内所のホームページによる情報提供のイメージ

出典：カハナ大雪バリアフリーツアー＝センター

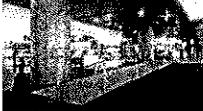


宿泊施設バリアフリー化促進事業

全国各地の観光地において、全ての訪日外国人旅行者がストレスフリーで快適に宿泊できる環境を整備するため、旅館・ホテル等の宿泊施設が実施する客室や共用部のバリアフリー化改修等の取組を支援する。

事業内容

旅館業法の営業許可を得た宿泊施設（旅館・ホテル等）を対象とし、下記の事業に対する支援を行う。

補助区分 【支援事業例】	① 客室の必要最低限の改修等 (一般客室のレベルアップ)  手すりの設置	② 共用部の改修等  スロープの設置	③ 客室の大規模改修等 (車椅子使用者用客室等の整備)  エレベーターの設置
2019年 第1期募集 平成30年度二次補正予算 公募時期：2019年3月15日～5月31日	—	—	1／2 補助 上限額1,000万円 ※高齢者・障害者等の要配慮者の受入体制等に関して、一定の要件を満たす宿泊施設に限る
2019年 第2期募集 令和元年度予算 公募時期：2019年6月4日～8月2日	定額補助（必要経費の実額補助） 上限額100万円	1／2 補助 上限額500万円 ※②、③のどちらかのみ、或いは両方を実施のいずれの場合も可	

補助対象事業者の要件

（第1期募集）

旅館業法の営業許可を得た宿泊事業者（旅館・ホテル等）のうち、次の2つの要件を満たす者

①災害時における宿泊施設の提供に関する協定を、地方公共団体と締結している組合等に所属している、又は直接に協定を締結していること
ただし、上記協定は、高齢者・障害者等の要配慮者への提供が定められたものに限る。

②訪日外国人旅行者の高齢者・障害者等が宿泊した実績を有すること

（第2期募集）

旅館業法の営業許可を得た宿泊事業者（旅館・ホテル等）

※風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者は対象外

※上記内容は2019年6月4日現在のものであり、今後変更となる場合があります。